死亡に伴う役場での主な手続き一覧

〇来庁される方は本人確認書類（運転免許証など）をご持参ください。

〇複数の窓口での手続きとなりますので、時間に余裕をもってお越しください。

〇添付書類不足などの理由で、手続きが当日に完了しない場合もありますのでご了承ください。

〇下記に記載した以外にも、役場での死亡に関する手続きが発生する場合があります。

川俣町役場　電話024-566-2111(代)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 手続内容 | 対象者 | 必要なもの | 受付窓口 |
| 原動機付自転車及び小型特殊自動車の廃車・名義変更 | 原動機付自転車及び小型特殊自動車所有者 | ・印鑑※詳しくは担当係へお問い合わせください | 役場1F町民税務課税務係 |
| 町税にかかる相続人代表者指定手続 | 町税納税義務者 | ・印鑑※詳しくは担当係へお問い合わせください |
| 家屋（未登記）の所有者変更手続 | 未登記家屋所有者固定資産税納税義務者 | ・印鑑※詳しくは担当係へお問い合わせください |
| 土地・登記のある家屋については法務局で相続登記が必要です。　問合せ先：福島地方法務局　不動産登記部門　電話： 024-534-1111(代) |
| 国民健康保険被保険者証の返還・喪失届、葬祭費の請求 | 国民健康保険加入者 | ・国民健康保険被保険者証とその他の認定証　　・印鑑（世帯主死亡の場合、世帯全員分）・会葬御礼のハガキ又は葬儀の領収書・喪主の口座情報がわかるもの | 役場1F保健福祉課国保年金係 |
| 後期高齢者医療被保険者証の返還・喪失届、葬祭費の請求 | 後期高齢者医療保険加入者 | ・後期高齢者医療被保険者証とその他の認定証　　・印鑑・会葬御礼のハガキ・喪主の口座情報がわかるもの |
| 年金受給者の死亡届・給付請求 | 年金受給者 | 手続きについては、個別にお伝えします。 |
| 介護保険被保険者証の返還・資格喪失届 | 65歳以上又は40～64歳までで被保険者証の交付を受けた方 | ・介護保険被保険者証 | 役場1F保健福祉課地域福祉係 |
| 給付費等振込先変更届 | ※詳しくは担当係へお問い合わせください |
| 特別障害者・障害児福祉手当資格喪失届及び未支給手当請求 | 各手当受給者 | ※詳しくは担当係へお問い合わせください |

≪裏面に続く≫

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 手続内容 | 対象者 | 必要なもの | 受付窓口 |
| 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の返還届 | ・身体障害者手帳の所持者・療育手帳の所持者・精神障害者保健福祉手帳の所持者 | ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳・届出人の印鑑※重度心身障害者医療受給者証をお持ちの方は、・受給者証・届出人の印鑑・届出人の通帳（医療費の償還払いをするため） | 役場1F保健福祉課地域福祉係 |
| 幼稚園・保育園入園申込等記載事項変更届（代表保護者の変更） | 幼稚園・保育園に入園している乳幼児の保護者 | ※詳しくは担当係へお問い合わせください | 役場1F子育て支援課幼児教育係 |
| 児童手当の消滅届 | 児童手当受給者 | ・印鑑※詳しくは担当係へお問い合わせください | 役場1F子育て支援課子育て支援係 |
| （特別）児童扶養手当受給者証の返還・資格喪失届 | （特別）児童扶養手当受給者 |
| ひとり親家庭医療受給者証の返還・資格喪失届 | ひとり親家庭医療受給者 |
| 子ども医療受給者証の返還 | 子ども医療受給者 |
| 町営住宅に関する届 | 町営住宅に入居している方 | ※詳しくは担当係へお問い合わせください | 役場1F建設水道課管理係 |
| 道路占用に関する地位継承届公共用財産に関する地位継承届 | 地位を継承した相続人等 | ※詳しくは担当係へお問い合わせください |
| 水道使用に関する届 | 水道の使用者 | ※詳しくは担当係へお問い合わせください | 役場1F建設水道課水道室 |
| 森林の土地の所有者届 | 相続登記を終了した森林の相続人 | ・印鑑・登記簿謄本又は登記完了証※詳しくは担当事務局・担当係へお問い合わせください | 役場2F産業課農林整備係 |
| 農地の所有等に関する届 | 相続登記を終了した農地の相続人 | 役場2F農業委員会事務局 |
| 農業者年金死亡関係届 | 農業者年金受給者 | ※詳しくは担当事務局へお問い合わせください |